

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第17号

【発行日】1998年12月24日

～ も く じ ～

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 1. 市民オンブズマン全国大会
開催地が横浜に決定！ | 4. 第6回議事録 |
| 2. 都道府県野球大会を中止に | 5. 学習会開催のお知らせ |
| 3. 「公文書公開制度のあり方」
に対する申し入れ（全文） | 6. 県内各地の談合実態が明らかに |
| | 7. 1月の役員会について |
| | 8. 今後の予定 |

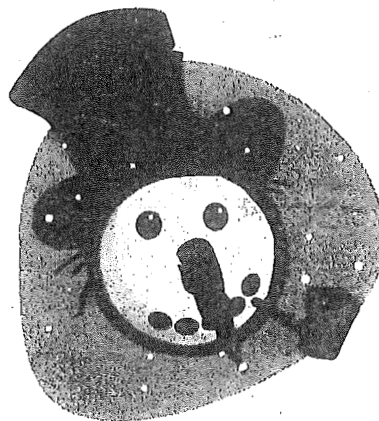
来夏の市民オンブズマン全国大会 開催地は横浜に決定！

先頃開かれた市民オンブズマンの全国幹事会で、来夏の第6回市民オンブズマン全国大会を横浜市で開催することが正式に決まった。かながわ市民オンブズマンが発足した一昨年には福岡市、昨年は大阪府高石市での開催で、関東ブロック圏内での開催は6回目にして初めて。分科会等の受け持ちは関東ブロックの市民オンブズマンで分担する予定だが、かながわ市民オンブズマンが実質的なホスト役となる。

すでに日程は7月31日－8月1日の土日に決まり、メイン会場として春にリニューアル・オープンする西区紅葉坂の横浜市教育会館をおさえている。サブ会場としては隣接の神奈川県婦人会館、宿泊・パーティー会場としては「開洋亭」等を予定。遠来の参加者には眺めも良く観光への足の便もまずまずの施設が確保できた。

7ヶ月先とは言え、開催地のオンブズマンの準備作業は膨大。後日、かながわ市民オンブズマンとして「大会実行委員会」を立上げるが、その際には一人でも多くの会員の参加を期待したい。

（保坂 記）



都道府県野球大会を 中止に追い込む

神 奈川県を開催地として、今年8月28日～31日の日程で予定されていた議員野球大会は、初日の桜井良子講演会と「ティーパーティー」だけで流れてしまったが、このような税金の無駄づかいはやめろ、という声はその後全国で起きていた。

か ながわ市民オンブズマンが原告となって進めている情報公開訴訟の中で、今年の神奈川大会の予算が4,900万円余という大きな額であったことが判明した。（もちろん参加各県の議員・職員の旅費、宿泊費は別で、これをあわせれば3億から4億になるはず）

今 後の開催地は、来年が熊本、再来年は富山（つまり国体開催地）と決まっているが、世論の

批判を受けても、なお議員野球は続けるのか注目していたところ、都道府県議会議長会は、「都道府県の財政状況が厳しい」ことを理由として、「来年度の熊本大会は開催しない」ことを12月22日の役員会で決めた。

これに先立ち、全国市民オンブズマンの代表8名が12月9日に全国議会議事事務局の総務部長と次長に面会し、「議会は野球にうつつをぬかすのではなく、行政監視の本務に立ち戻ってほしい」と要望した。議長会としては、「最初は国体開催地の県議会の単独主催だったのに、途中から看板を使われるようになった」と弁解。しかし、「議長会がやめると言わなければ、開催県から言い出すのは期待できないでしょう」とつつまされると「それはそうです」。会見の雰囲気では、公式見解としては来年度だけの措置のようだが、実際には永久中止への第1歩と見受けられた。

（大 川）

1998年(平成10年)11月26日 享年 四 葉斤 月日

都道府県議が公費出張

野球大会、来年は中止

公費での出張が問題になっている全国都道府県議会議長会主催の軟式野球大会が、来年は中止されることになった。同議長会の組織運営の在り方に関する検討委員会が「各自自治体の財政状況が厳しい」として中止を決めた。十二月二十二日の役員会で正式決定する。野球大会は五十年ほど前から続いており、今年八月に神奈川県で開催予定だった大会は大雨で中止になったが、自主的に中止するのは初めて。再来年以降の開催については未定という。

野球大会は毎年、国体の開催地で開かれ、来年は九月に熊本県で開催する予定だった。

議員の参加は、ほとんどの自治体が出張扱いにして公費で出張旅費を支出し、手伝いのため自治体職員が公費で同行するケースも多かった。

これに対して、全国各地のオンブズマンは「公務とは思えない。税金の無駄遣い」と批判し、情報公開を求めたり、出張旅費の返還や支出の差し止めの住民監査請求をしたりしている。三重県と高知県では、監査委員が「公務とは認められない」などとして、出張旅費の返還を勧告、三重県議

これはすでに返還し、高知県議会も返すことを決めた。来年の大会を中止する方針について、全国都道府県議会議長会の会長を務める高橋則行・愛知県議会議長は「議長会として、野球大会は公務という見解は変わっていない。あくまでも財政の見地からの判断だ」と話している。

都道府県議会議長会野球
来年の中止
正式に決定

全国都道府県議会議長会は二十二日、公費出張が問題になっていた軟式野球大会について、来年の中止を正式に決めた。都道府県の財政難が理由だが、全国各地の市民団体からは「税金の無駄遣い」として、出張旅費の返還などを求める住民監査請求が相次いでいた。

12月23日 朝日新聞

「公文書公開条例のあり方」 中間報告に対する申し入れ（全文）

去る11月12日、神奈川県公文書公開審査会の「公文書公開制度等のあり方に関するこれまでの議論の取りまとめ」に対し、かながわ市民オンブズマンおよびよこはま市民オンブズマンが申し入れを行いました。以下はその全文です。ご参考下さい。

見直しの姿勢に対する意見と要望

横浜市公文書公開審査会（以下「審査会」といいます）は、昨年6月以来、16回に及ぶ論議を重ねた結果、「公文書公開制度等のあり方に関するこれまでの議論の取りまとめ」（以下「取りまとめ」といいます）を公表しました。不服申立て案件の審査と並行してこれだけの審議をされたことには敬意を表します。しかし、「取りまとめ」の内容については、あまりに不明確あるいは消極的な点が多く、利用者の立場としては不満を感じざるを得ません。この点については次項以下に述べます。

ここでは、これまでの審査手続に見られる審査会の姿勢について、指摘いたします。

第1点として、利用者である市民の声が反映されていないことです。もともと、貴審査会は、東京都や北海道の条例見直しのための審議会とは異なり、市民代表が参加せず、かつ情報公開制度の専門家もいないままに、ごく少数の委員で論議するという制約を課されています。したがって、審議の過程で利用者の声を聞く機会を十分に設ける必要があります。たしかに「取りまとめ」の小冊子にはヒアリング等を通じて伝えられた市民の意見が紹介されています。しかし、「取りまとめ」の内容や審議経過のまとめからは、それらが実感を持って受け止められておらず、極めて観念的な論議に終始していると感じざるを得ません。

第2点として、緊急に改善すべき点、できる点についても何も対応がされていないことです。たとえば、閲覧手数料の廃止は利用上大きな障害になっており、早期実現をさまざまな団体が求めてきましたが、これに応える対応はありません。また、謄写方法や件数の数え方など、運用上の改善ですむことについても対応がされていません。

こうした姿勢からすれば、本当に市民の求める条例改正に向けての答申がされるのか不安を持たざるをえません。申し上げたいことは多々ありますが、本意見書では、意見の理論的根拠や各地の制度の実例等について言い尽くすことはできませんので、答申の内容を確定する前に、十分に時間を取って、私どもをはじめ利用者から意見を聞く場を設けていただくことを強く要望します。

さらに、閲覧手数料の廃止、謄写費用の引下げ、審査会における不服申立て案件審査の迅速化など、緊急に対応すべきことは最終答申を待たず実現に努めるよう、重ねて要望いたします。

「検討項目ごとの議論の要点」に対する意見

1 目的

「取りまとめ」では、条例の目的規定に「説明責務」「知る権利」を盛り込むかどうかについては、引き続き検討する、とされています。

「説明責務」は、情報公開法案にも明記されているところであり、これを盛り込むのは当然のことです。「知る権利」についても、情報公開制度の基本理念であることには争いはなく、横浜市条例制定過程でも「知る権利の保障」が明言されていたところです。横浜市周辺では、ずっと以前から、川崎市、藤沢市、逗子市が「知る権利」を条例上に規定しています。最近では、北海道条例など都道府県レベルでも「知る権利」を規定するところが増えていきます。現時点で改正する以上、「知る権利」を明記すべきです。

2 実施機関の範囲

議会については、「自主性を尊重すべきであり、議会における検討の動向を見守っていくこととした」とありますが、これはあまりに遠慮した表現です。神奈川県下の自治体の情報公開条例で、議会が実施機関に加わっていないのは横浜市だけであり、その事実を強調して、議会も実施機関に加わるべきことを明言すべきです。

外郭団体についても、「引き続き検討する」ととどまっていますが、土地開発公社をはじめ、外郭団体の情報公開の必要性は明らかであり、各地の自治体で外郭団体の情報公開のために、要綱の制定、外郭団体に情報公開の努力を求める規定を置く等のさまざまな試みがされています。外郭団体を実施機関にするか、そうでないならどのようなやり方で外郭団体の情報を公開させるのかを早急に提案すべきです。

3 対象公文書の範囲

電磁的記録を対象とする自治体は増えつつあり、横浜市でもこれを対象とすべきことは当然です。電磁的記録の管理、特定の問題はありますが、まず対象にした上で具体的に検討して解決すべきことです。

決裁供覧済み文書に限定すべきでないことは、情報公開法案作成に至る論議の中でも明らかにされ、決着済みの問題です。法案は、「組織供用文書」という基準を立てようとしています。神奈川県条例をはじめ多くの自治体で、こうした制限なく広く実施機関の管理する公文書を対象としており、それで別段支障なく運用されているのですから、「組織供用文書」といった別の基準を設定することは、かえって混乱を招くばかりで、不要であります。

4 請求権者

「取りまとめ」が、何人も請求できるとしたことは、賛成します。法案も、このような規定になっており、今後後退することのないよう、明確に答申されるよう求めます。

5 非公開事由

個人情報について、「プライバシー型の運用は困難が予想される」としていますが、プライバシー型の条例を長年にわたって運用してきた自治体も少なくありません。個人識別型の規定では非公開範囲が広くなり過ぎることからすれば、プライバシー型の採用を真剣に検討すべき時期にきています。

なお、ただし書きによる公開の拡大や、公務員情報の公開は必要であり、具体的な提案をして市民の意見を求めるべきです。

意思形成過程情報等について、「非公開範囲が広くなり過ぎるとの指摘があり、より限定する方向で検討する」とされていることには賛成ですが、これについても、具体的にどうするかが問題であり、具体的な提案をして市民の意見を求めるべきです。

6 個人情報保護のあり方

総合的な個人情報保護条例がないことは横浜市の制度上の大きな欠陥であり、「取りまとめ」が総合的な個人情報保護条例の制定を打ち出したことは妥当です。早期に実現するよう積極的な答申を求めます。

7 審査会のあり方

横浜市の審査会の審査の長期化は異常であり、抜本的な改善案を早急に示すべきです。部会制、会合の回数の増加など、条例改正を待たずに運用で改善できるところは速やかに改善すべきです。

また、救済手続きとして、審査会方式にとどまらず、オンブズマン型の救済制度、すなわち、情報公開窓口付近に常駐し、公開請求手続（文書の特定など）や文書不存在、非公開決定に対する苦情をその場で受け付け、原則として単独で判断し、文書管理等制度改善についても勧告権限を持つ方式を導入すべきです。

8 手数料

閲覧手数料の不当性についてはさまざまな団体が繰り返し問題にしてきました。今もって、「有料・無料の両面から引き続き検討する」などという、どっちつかずの態度でいることに対しては、率直に言って審査会の良識を疑わざるを得ません。全体の答申がまとまるのを待たず、ただちに、閲覧手数料は無料とすべきとの答申を出すべきです。

複写費用を軽減すること、さまざまな形態の提供ができるようにすることは結構ですが、できることから速やかに実施すべきです。

9 文書の保存、管理のあり方

文書管理について触れるのであれば、適切な情報公開のための文書作成義務（たとえば、食糧費の支出文書について、神奈川県では出席者について一定の情報を記載するようになったのに、横浜市では改善されず出席者はわからないままです）や文書の適正管理義務の規定を置くことを答申すべきです。

文書の検索については、目録の検索システムのみによっては解決できないことは埼玉県等の例を見て明らかです。窓口が十分なガイダンス機能を持つこと、原局の職員にも情報公開の趣旨を徹底することなどが必要ですが、横浜市ではこれらの点が不十分です。研修の徹底等により改善を図る必要があります。さらに意図的な文書隠しには罰則を設けることも検討すべきです。

10 審議会等の会議の公開

会議公開は、別途制度化を進めるべき重要な課題ですが、情報公開制度との関係で言えば、議事録の作成を徹底すべきです。横浜市の場合、環境審議会のような重要な審議会であっても議事録が作成されておらず、これは審議会の透明性の観点からは大きな問題です。

「今後審議するその他の項目」に対する意見

1 条例の名称

条例の名称は「情報公開条例」にすべきです。これは、名称を変えるというだけではなく、公文書にとどまらず、広く必要とされる情報を公開する、公開すべきことは文書化する、あるいはその他の形で公開する、という方向に姿勢を変えることを意味します。目的規定、対象文書の拡大、文書管理義務等とあわせて改めるべきです。

2 制度の適正利用

請求が多数になるのは、実施機関側の説明が不十分であったり、事柄の性質上多数にならざるを得ないためでもあります。そうした実情を無視して、「一部の例外的な事例」のために大量請求を制限する一般的な制限規定を置くべきではありません。

3 存否応答拒否

長年にわたり条例を運用する中でも、存否応答拒否が必要な事案はごく少なく、横浜市で現実にあったかも疑問です。こうした規定の必要性は疑問であり、濫用の恐れが大きいことからしても、存否応答拒否の規定を置くべきではありません。

4 運営審議機関の設置

「取りまとめ」では触れられていませんが、ほかに検討していただきたいこととして、運営審議機関の設置があります。救済機関とは別に運営審議機関を置かなければ、条例の運用についての改善（文書管理・作成等）や制度見直しの議論をするためには、審査会とは別の運営審議機関が必要です。神奈川県のほか、川崎市、藤沢市、逗子市、鎌倉市などにも運営審議会が置かれており、横浜市の規模や抱える問題の多さに照らしても、同様の機関が必要です。

以上

第6回 役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成10年12月11日 18:30~21:00

場所 県民サポートセンター（横浜駅西口）

活動関係

①11.21学習会の報告

②30学習会の準備

テーマは住民訴訟。技能文化会館にて。

川崎市長発言など反住民訴訟の動きがでてきた時期でもあり、広く県内で住民訴訟を行っている団体に呼び掛けて、事前にアンケートをとり、交流集会的なものにする。

③横浜市情報公開条例改正について

意見書での要望に応じて、11月17日に審査会が意見陳述を実施することに。

よこはま市民オンブズマンとあわせ4名が陳述する。

④神奈川県情報公開条例改正について

運営審議会の中間報告（11月末公表）を紹介した。前進面もあるが、存否応答拒否、非公開条項の改悪、閲覧手数料有料化の議論などもあり、注意を要する。早急に意見書を出し、意見陳述を求めることとした。

⑤茅ヶ崎市・情報公開で談合裏付ける資料入手

⑥全国大会について

神奈川で行なうことに。（1頁参照。）

⑦その他の報告、次年度に向けての意見等

海老名市での踏切閉鎖（→高額の跨線橋）反対運動の報告

県の「財政緊急事態」→いまこそ税金の使途のチェックの必要大

NPO条例の適用を受けることは考えないか→今のところ消極的

次年度は、積極的に各地域へ出ていく活動を

運営関係

①会費納入状況

広報誌前号で予告し、未納の人は退会扱いとしてこの号から広報誌の発送を止めることに。復帰はいつでも自由です。退会扱いにした人には地域のオンブズマンから声をかける。

②財政

遺言により約300万円の寄付をうけることとなったので、特別基金をもうけた。当面、裁判の鑑定費などの実費に使う。通常のカンパはこれまでどおり一般会計にいれ、基金に移した方がよいと判断したら移す。

③役員会日程

原則第2金曜日 午後6時30分から
今回は変則的日程で

④1月13日（水）18:00より20:30

鎌倉・中央公民館にて

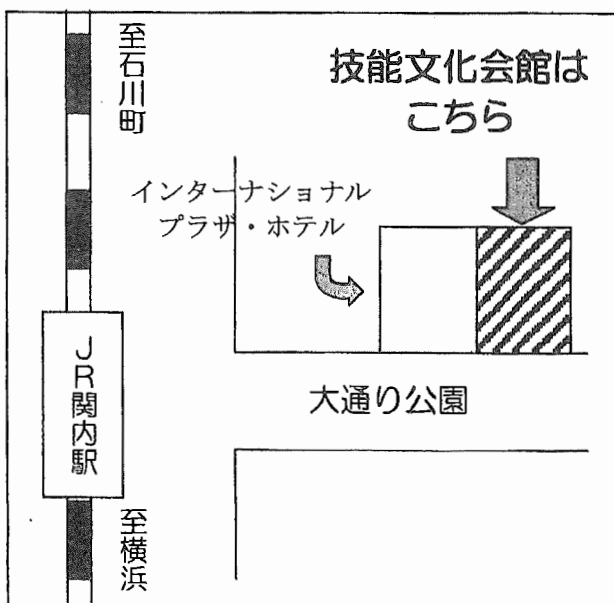
⑤それ以降 2月12日、3月12日、4月9日

⑥総会4月24日午後の予定

⑦横浜市公文書公開審査会

1月の学習会について

1月の学習会は、横浜市技能文化会館（下図参照）で行ないます。



県内の談合状況が 次々と明らかに！

10月9日、かながわ市民オンブズマン主催の「談合シンポジウム」が開催された。このなかで、県内自治体に対して入札予定価格等の情報公開を一斉に行い、公開度の低いところには情報公開訴訟を行う運動を展開することが提起された。これを受けて現在、各地で情報公開手続きが行われている。（この件に関する詳しい情報は次号以降で報告予定）

シンポジウムでは、さらにこの過程で入手する予定価格等の情報をもとに、公共工事をめぐる談合の実態を明らかにしていこうという提案がなされた。調査・分析の結果、県内自治体において談合が日常的に行われている実態が明らかにされつつある。

以下、談合状況をいち早く公開した「ちがさき」と「かわさき」の調査結果を報告する。

茅ヶ崎市における公共事業談合状況

ちがさき市民オンブズマンは、県内他市に先駆けて談合状況に関する調査結果を発表している。（朝日新聞 12/9）

調べによれば、茅ヶ崎市が発注した 1996～97年度の1千万円以上の公共工事 308 件のうち、約 85%が予定価格に対する落札価格の比率（落札価格率）が 95%以上であった。また、約半分のケースで落札価格率が 99%以上であった。

落札価格率が 90%以上であったケースは、96年度は 95%、97年度は 88%とやや改善している。

1 回の入札で業者が決ったのは、96年度は 60%、97年度は 46%であった。また、1 つの工事で入札が 2 回以上になったケースは 145 件あったが、1 つのケースを除き全てが「一位不動」であった。

ちがさき市民オンブズマンは、こら等の事実は「談合体質を裏付けるデータだ」とし、茅ヶ崎市などに対して改善するよう求めてゆく方針である。

川崎市における公共事業談合状況

かわさき市民オンブズマンは、ちがさきに遅れること三日、川崎市の談合状況に関する記者発表を行なった。（朝日新聞 12/12 夕刊）

分析結果は以下の通りである。

- 1) 入札予定価格は、財政局管財部契約課が各部署で算定した設計金額をもとに算定している。（ただし、全てのケースで設計金額と予定価格とが同一額であった）
- 2) 最低制限価格は入札予定価格の 75%と一律に決定されている。（外国企業が入札に参加する場合には最低制限価格は設定されない）
- 3) 調査対象ケース 114 件の落札価格は、3 年間平均で 98.9%と限りなく予定価格に近い。また、ほとんど 1 回で落札者が決定しており、2 回の入札があったケースでも「一位不動」現象が見られるなど、競争が公正に行なわれているかは疑わしい。
- 4) これらの事実から、予定価格が業者に漏洩していること、および業者間で談合が行なわれている疑いは極めて高い。

これに対して、市財政局は「情報漏れや談合の存在を示す確たるものはない。業者の積算ノウハウから、予定額に近くなったとしか言いようがない」（12月12日付朝日新聞）としている。

かわさきでは、川崎市に対し入札予定価格の事前公表など入札制度の改善を申し入れている。

透明性の高い入札に向けて

かわさきの報告の中で、唯一最低制限価格近く（75.6%）で落札された「談合破り」とも思われるケースが紹介されている。最低制限価格ぎりぎりという点からも、予定価格漏洩は明らかであるが、「競争」によって落札価格の引き下げが可能であることを示していると思われ興味深い。

もちろん、適正な入札が行われるための仕組みとして「競争」のみに期待するのは誤りであろう。むしろ、談合に対する県民／市民の監視の目を厳しくすることが重要であり、その意味でも、公共事業の設計金額や積算根拠の透明性を高めるための制度改革が望まれる。

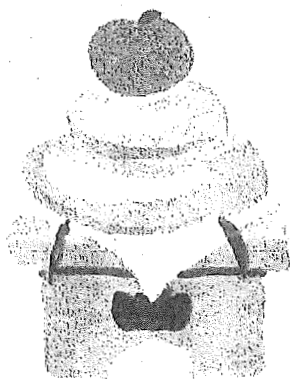
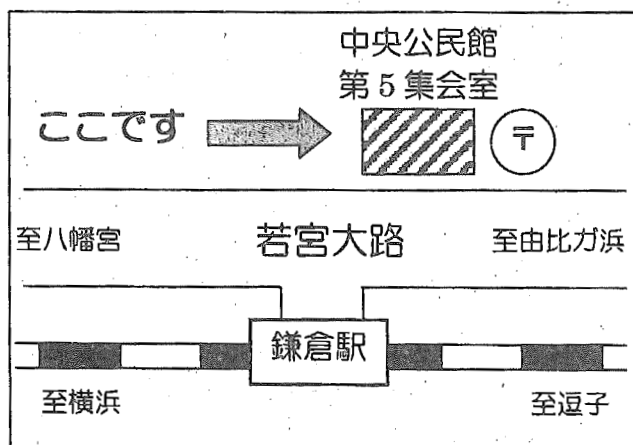
（村上 記）

1月の役員会について

1月役員会の開催場所が以下の通り変更になりました。お間違いのないようご注意ください。

と き：1月13日（水）18:00～20:30

ところ：鎌倉市 中央公民館
第5集会室



今後の予定

1月13日（水）18:00～

・かながわ市民オンブズマン 役員会
（於 鎌倉市）

どなたでも参加できます。ふるってご参加ください。（左ページ参照）

1月20日（水）18:10～

・議員野球大会参加者名簿公開請求（弁論）
（於 横浜地裁1民）

1月25日（月）18:10～

・土地開発公社保有地等 情報公開請求
（判決予定）
（於 横浜地裁1民）

1月30日（土）18:30～

・第3回学習会
テーマ：住民訴訟
場 所：横浜市技能文化会館
（関内駅より徒歩5分 6頁参照）

県内の各種団体との交流集会という形式です。

今後の役員会の日程

役員会 2月12日（金）18:30～
役員会 3月12日（金）18:30～
役員会 4月9日（金）18:30～
総 会 4月24日（土）午後

広 報 誌：「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第17号

<第17号の編集スタッフ>

森田明 杉本三郎 保坂も子 村上英吾

事 務 局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内

（以下の時間帯には事務局員がいます）

木曜日 13:00～16:00

電 話：045-664-7825

電子メール：doj03216@hamakko.or.jp